

主 な 内 容

テキスタイル展示会「ミラノウニカ2019AW」開催／日本繊維産業連盟常任委員会開催／第121回繊維通商問題委員会開催／「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(7月10日閣議了解の骨子)／「通商白書2018」取り纏め／「中小企業等経営強化法」及び「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の一部改正を施行／西日本を中心に発生した豪雨の影響を理由とした、下請中小企業への配慮について／EPA・TPPの動向／特許公開情報

●テキスタイル展示会「ミラノウニカ2019AW」開催

7月10日(火)から12日(木)まで、イタリアミラノにおいて「ミラノウニカ2019AW」が開催された。綿工連傘下からは遠州の古橋織布(有)が日本ファッションウィーク推進機構とJETROが運営する“The Japan Observatory”に出展した。

●日本繊維産業連盟常任委員会開催

7月24日(火)、東京霞が関の東海大学校友会館において繊維産連の常任委員会が開催された。当日は、経済産業省製造産業局多田局長、土田審議官、杉浦生活製品課長、商務・サービスグループから三牧クールジャパン政策課長ほかの出席があった。

最初に鎌原会長の挨拶があり、その後杉浦生活製品課長が「生活製品課の取組方針」について説明。続いて三牧クールジャパン政策課長より「ファッション政策とクールジャパン政策」について説明があった。その後、各業界団体出席者から業界の現況と問題点の報告があり、それを踏まえて経産省に対し具体的な施策についての要望が出された。

●第121回繊維通商問題委員会開催

8月1日(水)、繊維産連の第121回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)日本の繊維貿易の現況について(2018年1-6月期、2018年6月、(産連説明))、(2)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、(3)米国の通商政策について説明があった。

1. 輸出入全般の動向

2018年1-6月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	436,275	102.8	4,019	106.3
輸入	1,970,187	103.4	18,137	107.0

①2018年6月単月に関しては、輸出は円ベースで82,285百万円(前年同月比108.6%)、輸入は円ベースで300,648百万円(前年同月比107.5%)。

②2018年1-6月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は100.3%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.6%で、うち綿糸は122.0%、毛糸は134.4%、合繊糸は100.8%。織物は99.5%で、うち綿織物は96.4%、毛織物は109.3%、合繊織物は99.9%。二次製品は106.0%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は108.4%、糸類(紡績糸・合繊糸)は102.4%で、うち綿糸は95.9%、毛糸は106.3%、合繊糸は105.8%。織物は103.3%で、うち綿織物は103.1%、毛織物は110.5%、合繊織物は102.4%。二次製品は103.3%。

2. 各国・地域別輸出入の動向

①輸出(2018年1-6月累計)

I. 2018年1-6月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは103.1%、欧州107.3%。

II. アジアにおいては中国が102.0%。シェアは29.3(前年同期比-0.3ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが110.2%、マレーシア99.4%、ミャンマー127.0%、ベトナム108.4%。アセアン全体では106.4%、シェアは25.5%(前年同期比+0.9ポイント)と安定した伸び。また、カンボジアは97.2%と引き続き減少。アセアン以外では、パキスタン125.8%、バングラデシュが118.1%、インド115.9%と伸長が続いている。台湾は96.5%。欧州では、イギリスが105.7%、フランス100.4%、ドイツが111.5%、イタリア116.8%。アフリカ105.7%。

III. 米州は107.9%、シェアは10.4%で前年同期比+0.5ポイント。

②輸入(2018年1-6月累計)

I. 2018年1-6月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が103.1%、米州99.4%、欧州108.8%。

II. アジアでは中国が98.7%。シェアは56.8%(前年同期比-2.7ポイント)と減少が続く。

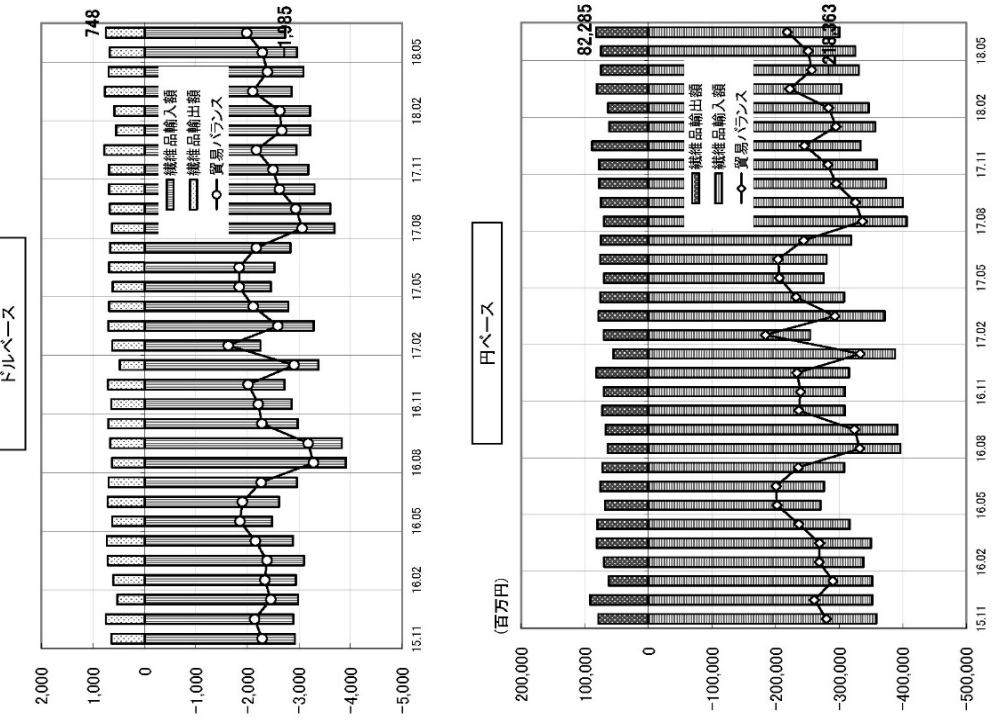
III. アセアン全体では112.3%。主要国はベトナム116.5%、インドネシア108.7%、カンボジアが114.5%、マレーシアが107.3%、ミャンマー113.3%、タイ108.1%と伸びている。アセアンのシェアは26.1%(前年同期比+2.1ポイント)と安定した伸びが続く。ベトナムのシェアは11.9%(前年同期比+1.3ポイント)と堅調。

輸入についても、アセアン以外ではパキスタン122.4%、バングラデシュは117.4%、台湾103.0%、イギリス109.4%、フランス105.0%、イタリア107.1%、アフリカ103.4%。



次回の繊維通商問題委員会は9月26日(水)開催予定。

輸出入動向



年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		高付レート 円
	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	
15.11	641.6	78.624	2,925.0	358.432	-2,283.4	-279.808	122.54
15.12	751.5	91,558	2,892.4	352,409	-2,140.9	-260,851	121.84
16.01	524.9	62,064	2,979.3	352,300	-2,454.4	-290,236	118.25
16.02	602.3	69,273	2,940.0	338,156	-2,337.7	-268,863	115.02
16.03	716.5	81,013	3,066.6	350,138	-2,380.1	-269,125	113.07
16.04	726.9	79,876	2,881.0	316,561	-2,154.1	-236,685	109.88
16.05	624.5	68,168	2,478.2	270,494	-1,853.7	-202,326	109.15
16.06	716.1	75,537	2,618.4	276,214	-1,902.3	-200,677	105.49
16.07	693.9	72,093	2,961.7	307,717	-2,267.8	-235,624	103.90
16.08	627.5	63,549	3,909.8	395,941	-3,282.3	-332,392	101.27
16.09	658.5	67,192	3,834.7	391,294	-3,176.2	-324,102	102.04
16.10	697.2	72,382	2,976.0	308,967	-2,278.8	-236,585	103.82
16.11	645.3	69,813	2,857.5	309,129	-2,212.2	-239,316	108.18
16.12	707.6	82,046	2,722.4	315,865	-2,014.8	-233,619	115.95
17.01	477.1	54,737	3,380.6	387,856	-2,903.5	-333,119	114.73
17.02	621.9	70,316	2,249.3	254,308	-1,627.4	-183,992	113.06
17.03	695.7	78,616	3,288.5	371,628	-2,592.8	-293,012	113.01
17.04	685.1	75,400	2,795.2	307,642	-2,110.1	-232,242	110.06
17.05	619.7	69,532	2,457.4	275,743	-1,837.7	-206,211	112.21
17.06	683.2	76,772	2,522.1	279,729	-1,838.9	-203,957	110.91
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,618.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,648	-1,984.6	-218,363	110.03
18.01-06	4,019.6	436,275	18,136.6	1,970,187	-14,117.1	-1,533,912	
前年同期額	3,782.6	424,373	16,693.1	1,876,906	-12,910.5	-1,452,533	
前年同期比	236.9	11,902	1,443.5	93,281	-1,207	-81,379	
	106.3%	102.8%	108.6%	105.0%	109.3%	105.6%	



繊維品輸出総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2017年1~6月			2018年1~6月			前年同期比(%)			2018年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	254,342	456,861	51,281	242,344	473,911	51,443	95.3	103.7	100.3	46,413	89,792	9,880	96.7	114.8	113.9
合繊短繊維	トン	93,642	342,185	38,404	91,896	372,207	40,399	98.1	108.8	105.2	17,380	70,312	7,736	108.0	116.3	115.4
セルロース短繊維	トン	9,827	44,116	4,958	7,443	34,269	3,720	75.7	77.7	75.0	1,465	6,863	755	129.4	138.1	137.0
糸類	トン	65,813	539,203	60,519	66,585	571,883	62,064	101.2	106.1	102.6	11,550	97,754	10,756	105.7	107.6	106.7
毛糸	トン	185	5,091	569	188	7,038	765	113.3	138.2	134.4	50	1,830	201	151.5	157.1	155.8
綿糸	トン	1,633	10,698	1,202	1,932	13,518	1,467	118.3	126.4	122.0	294	1,977	217	123.5	117.0	116.0
合繊糸	トン	54,653	396,407	44,491	54,830	413,498	44,867	100.3	104.3	100.8	9,548	70,387	7,745	104.9	107.5	106.6
セルロース繊維糸	トン	6,569	81,823	9,188	6,597	87,790	9,532	100.4	107.3	103.7	1,175	15,443	1,699	114.3	114.7	113.8
織物類	千㎡	402,059	1,174,391	131,705	407,635	1,206,974	130,987	101.4	102.8	99.5	75,094	236,124	25,981	103.0	106.6	105.7
綿織物	千㎡	58,054	219,787	24,643	56,221	218,903	23,749	96.8	99.6	96.4	9,738	40,112	4,414	99.3	101.9	101.1
絹織物	千㎡	2,430	25,481	2,858	2,433	24,132	2,617	100.1	94.7	91.6	455	4,225	465	111.0	95.6	94.9
毛織物	千㎡	8,279	73,721	8,247	8,374	82,742	9,015	101.2	112.2	109.3	2,464	27,324	3,006	120.4	137.2	136.1
合繊織物	千㎡	274,536	645,510	72,404	287,343	667,008	72,365	104.7	103.3	99.9	52,484	125,492	13,808	104.2	103.6	102.8
セルロース繊維織物	千㎡	26,026	108,870	12,211	24,318	110,980	12,039	93.4	101.9	98.6	4,462	19,638	2,161	100.0	104.5	103.7
二次製品	トン	90,169	1,612,164	180,870	95,941	1,766,784	191,781	106.4	109.6	106.0	17,815	324,168	35,668	108.1	110.8	109.9
衣類	トン	1,850	261,703	29,407	1,943	294,928	32,019	105.0	112.7	108.9	381	52,756	5,805	111.4	116.3	115.4
その他	トン	88,319	1,350,461	151,463	93,998	1,471,856	159,762	106.4	109.0	105.5	17,435	271,413	29,864	108.0	109.8	108.9
総計	トン	466,481	3,782,619	424,374	461,689	4,019,552	436,275	99.0	106.3	102.8	86,547	747,838	82,285	101.0	109.5	108.6

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20, 4015, 4203, 4303, 4304.50~63(EX.5604), 65,7019.12,7019.19,2000,7019.19,9900,7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2017年1~6月			2018年1~6月			前年同期比(%)			2018年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	146,234	321,429	36,115	153,039	360,168	39,135	104.7	112.1	108.4	23,846	60,018	6,604	99.0	107.1	106.3
まゆ・生糸	トン	287	13,879	1,563	289	15,743	1,716	100.5	113.4	109.8	32	1,840	202	55.2	62.8	62.2
羊毛等	トン	6,291	66,861	7,515	6,095	74,803	8,124	96.9	111.9	108.1	914	12,557	1,382	79.6	101.3	100.5
綿花	トン	56,136	86,979	9,774	54,177	88,097	9,572	96.5	101.3	97.9	8,160	14,089	1,550	97.5	103.1	102.2
合繊短繊維	トン	39,191	79,532	8,932	43,818	94,680	10,289	111.8	119.0	115.2	6,935	16,836	1,853	98.1	122.2	121.3
セルロース短繊維	トン	7,264	17,182	1,928	8,301	19,811	2,151	114.3	115.3	111.6	1,290	3,233	356	89.7	93.8	93.2
糸類	トン	147,319	588,233	66,079	149,036	622,591	67,698	101.2	105.8	102.4	25,593	108,145	11,899	103.7	108.6	107.7
毛糸	トン	3,495	70,176	7,879	3,394	77,013	8,374	97.1	109.7	106.3	604	14,739	1,622	100.3	109.8	108.9
絹糸	トン	644	32,691	3,674	594	35,148	3,818	92.1	107.5	103.9	90	5,516	607	90.0	105.2	104.5
綿糸	トン	29,115	115,406	12,967	27,999	114,332	12,437	96.2	99.1	95.9	4,552	18,945	2,084	96.0	101.1	100.3
合繊糸	トン	102,929	315,181	35,399	106,415	344,438	37,449	103.4	109.3	105.8	18,574	59,588	6,557	107.4	113.2	112.3
セルロース糸	トン	7,940	37,643	4,231	7,509	35,528	3,864	94.6	94.4	91.3	1,210	6,059	667	81.9	83.4	82.8
織物類	千㎡	460,660	656,553	73,724	478,723	700,379	76,153	103.9	106.7	103.3	78,775	126,348	13,902	103.4	103.4	102.6
綿織物	千㎡	126,143	124,127	13,943	131,589	132,136	14,370	104.3	106.5	103.1	19,823	20,626	2,269	105.7	101.4	100.6
絹織物	千㎡	2,545	22,333	2,507	2,146	23,111	2,517	84.3	103.5	100.4	362	4,428	487	72.0	98.9	98.2
毛織物	千㎡	9,877	83,208	9,307	9,408	94,477	10,285	95.3	113.5	110.5	2,403	24,820	2,731	97.8	105.5	104.7
合繊織物	千㎡	267,800	278,612	31,302	275,698	294,858	32,053	102.9	105.8	102.4	44,918	50,653	5,573	98.9	103.2	102.3
セルロース織物	千㎡	38,022	24,114	2,710	43,632	27,357	2,977	114.8	113.4	109.8	8,511	4,331	477	124.5	99.5	98.8
二次製品	トン	928,483	15,388,259	1,730,110	971,428	16,453,487	1,787,200	104.6	106.9	103.3	148,550	2,437,909	268,243	102.9	108.6	107.8
衣類	トン	481,810	12,662,674	1,423,917	506,967	13,572,817	1,474,165	105.2	107.2	103.5	73,553	1,973,916	217,190	107.8	110.5	109.6
その他	トン	446,673	2,725,584	306,194	464,461	2,880,670	313,035	104.0	105.7	102.2	74,997	463,993	51,053	98.4	101.2	100.4
総計	トン	1,321,661	16,954,472	1,906,029	1,375,709	18,136,625	1,970,187	104.1	107.0	103.4	215,043	2,732,420	300,648	102.4	108.3	107.5

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20, 4015, 4203, 4303, 4304.50~63(EX.5604), 65,7019.12,7019.19,9090,7019.40~59である。
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



●「平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(7月10日閣議了解の骨子)

平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定。以下「基本方針2018」という。)で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成25年度予算から平成30年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。

1. 要求・要望について

○年金・医療等については、前年度当初予算額に高齢化等に伴ういわゆる自然増(6,000億円)を加算した範囲内で要求。

なお、その増加額について、「経済・財政再生計画改革工程表」に沿って着実に改革を実行していくことを含め、合理化・効率化に最大限取り組み、高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指すこととし、その結果を平成31年度予算に反映させる。

○地方交付税交付金等については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。

○義務的経費については、前年度当初予算額の各経費の合計額に相当する額の範囲において要求。義務的経費を削減した場合には同額を裁量的経費で要求可。参議院議員通常選挙に必要な経費の増減等については加減算する。

○その他の経費については、前年度当初予算額の100分の90(「要望基礎額」)の範囲内で要求する。

○予算の重点化を進めるため、「基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、各省は、前年度当初予算におけるその他の経費に相当する額と要望基礎額の差額に100分の300を乗じた額及び義務的経費が前年度当初予算額を下回る場合にあっては、当該差額に100分の300を乗じた額の合計額の範囲内で要望可。

2. 予算編成過程における検討事項

○要求・要望について、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を基調とした効率化を行う。その上で、「新しい日本のための優先課題推進枠」において要望された経費については、「新経済・財政再生計画」における歳出改革の取組を継続するとの方針を踏まえ措置する。

○「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。

○消費税率引上げとあわせ行う増(これまで定められていた社会保障の充実、「新しい経済政策パッケージ」で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」等)などについては、予算編成過程で検討する。

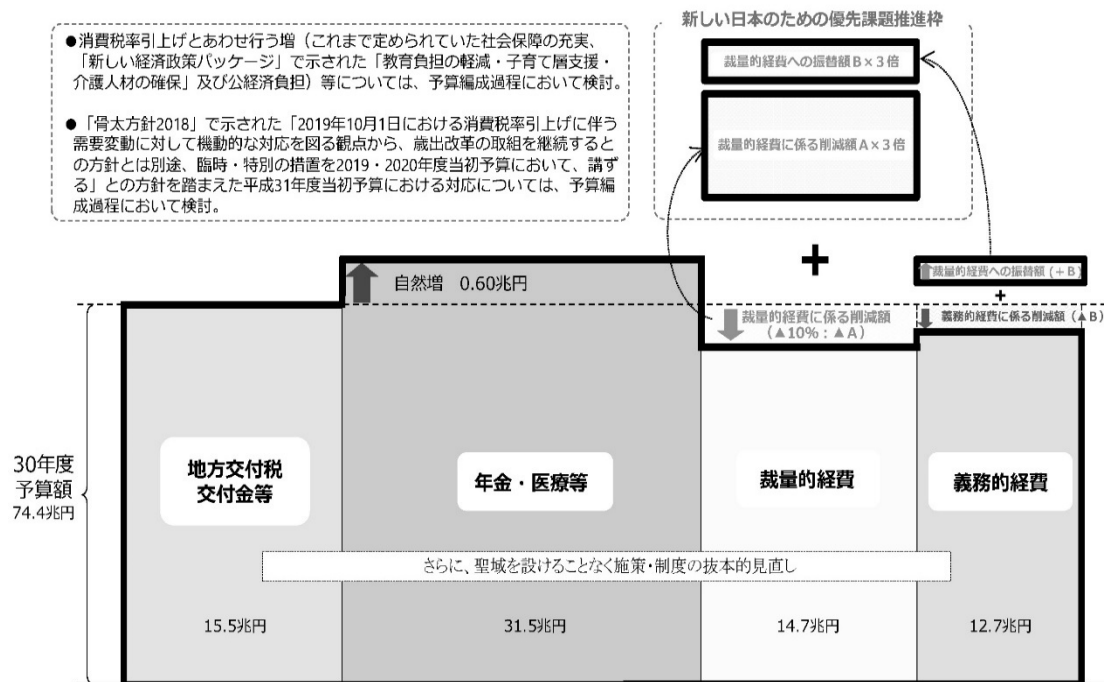
○「基本方針2018」で示された「消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において講ずることとする。」との方針を踏まえた対応については、予算編成過程で検討する。

3. 要求期限

○要求に当たっては8月末日の期限を厳守。

<基本的な方針についてのイメージは次の通り>

平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※1 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費の増等については加減算。
 ※2 「新経済・財政再生計画」で示された「真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する」との方針を踏まえた対応等については、予算編成過程において検討。

●「通商白書2018」取り纏め

経済産業省が発行する「通商白書2018」が纏まり、7月10日閣議報告された。

○今回の白書のポイント

現在、グローバル経済はWTOに基づく自由貿易体制に対する挑戦、デジタル貿易の拡大を含むデジタル変革の進展、中国等の新興・途上国の台頭といった大きな転換点に直面している。

昨年の通商白書では特に1つ目の転換点に焦点をあて、先進国における国内格差問題の



現状や、貿易と格差の関係を分析したが、今年の通商白書では残りの2つの転換点に焦点をあてている。

- ・ 世界で拡大するデジタル貿易の現状を紹介するとともに、デジタル貿易が抱える課題について明らかにしている。
- ・ 新興・途上国の経済成長の特徴と、それに伴い生じうる問題について分析している。さらに、新興・途上国の中でも特に躍進著しく、急速に変化を遂げる中国経済について、伸び行く消費市場でのビジネスチャンスの側面も含め、多面的に分析している。

以上の分析を通じて、昨今の通商課題に対応した、自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築や、国内産業の活性化のための一層の取組の必要性を示す内容となっている。

※2018通商白書概要版(経産省HP)

http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2018/pdf/2017_gaiyou.pdf

●「中小企業等経営強化法」及び「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の一部改正を施行

7月9日、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」(平30年法律26号)の一部の規定が施行された。これに伴い、「中小企業等経営強化法」及び「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」)」に基づく各種措置を講じる。

○「中小企業等経営強化法」及び「経営承継円滑化法」に基づく各種措置(7月9日施行分)の概要

(1) 登録免許税・不動産取得税の特例・許認可承継の特例

「経営力向上計画」の対象に、M&A 等による再編統合を新たに追加し、税制優遇や法的な許認可の引継ぎ等の支援を講じる。

(2) 親族外承継時の資金ニーズへの対応

代表者に未就任の後継予定の者も金融支援の対象に追加する。

(3) 中小企業のための、経営支援能力の維持・確保の観点から、経営革新等支援機関認定の更新制度等を導入する。

(4) IT導入の加速化のための支援体制整備

ITベンダー等を「情報処理支援機関」として認定する制度を創設し、ITツールやITベンダーを“見える化”する。

※問合せ先

- (1)(2)は中小企業庁経営支援部財務課、(3)は中小企業庁経営支援部経営支援課、(4)は中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課

●西日本を中心に発生した豪雨の影響を理由とした、下請中小企業への配慮について

1. 概要

西日本を中心に発生した豪雨に伴い、西日本の広範囲において工場の操業停止や交通

インフラの損害が確認される等、取引上の影響は全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性がある。

経済産業大臣名で7月17日、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、業界団体代表者(790団体)に不当な取引条件の押しつけないよう、親事業者の必要な配慮等について要請した。

2. 要請内容

- 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的な負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

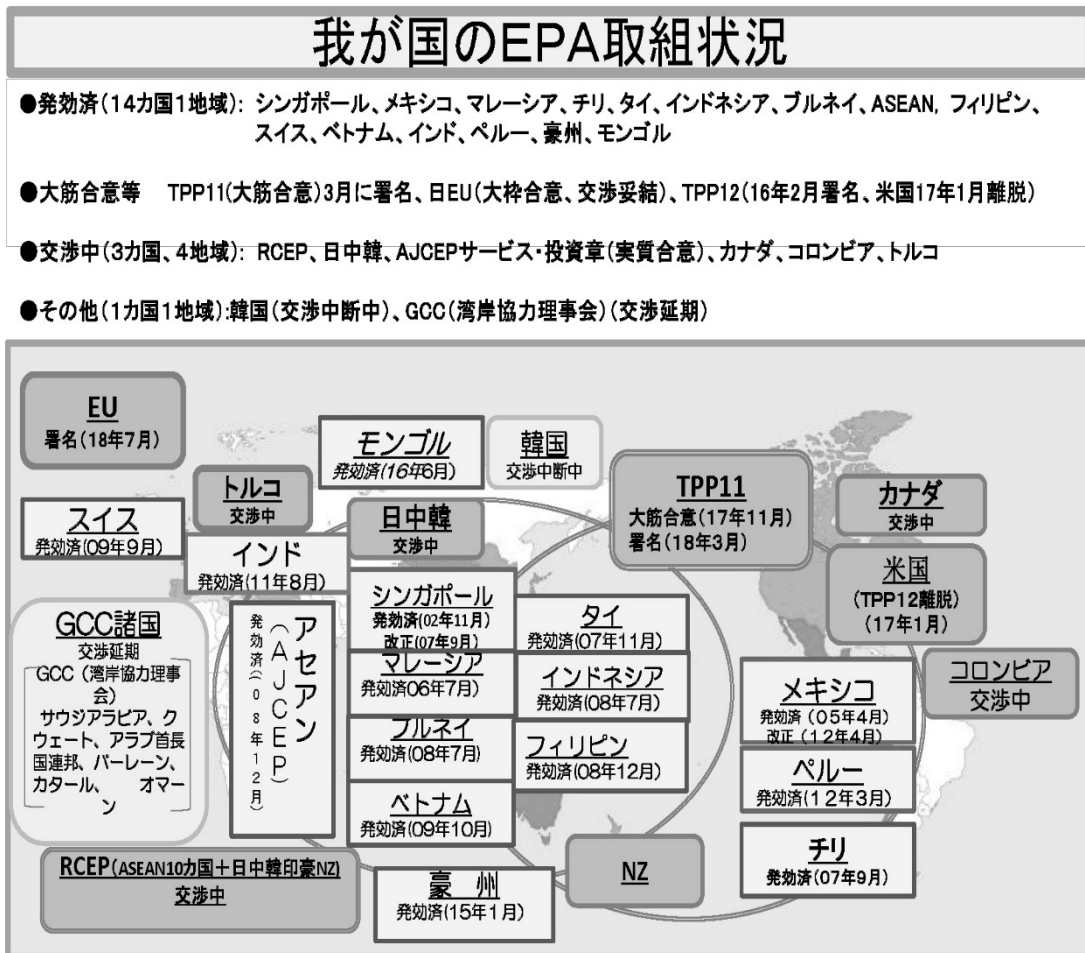
※経済産業大臣名による要請文

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180717009/20180717009-1.pdf>



EPA(経済連携協定)、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

●我が国のEPAへの取組状況

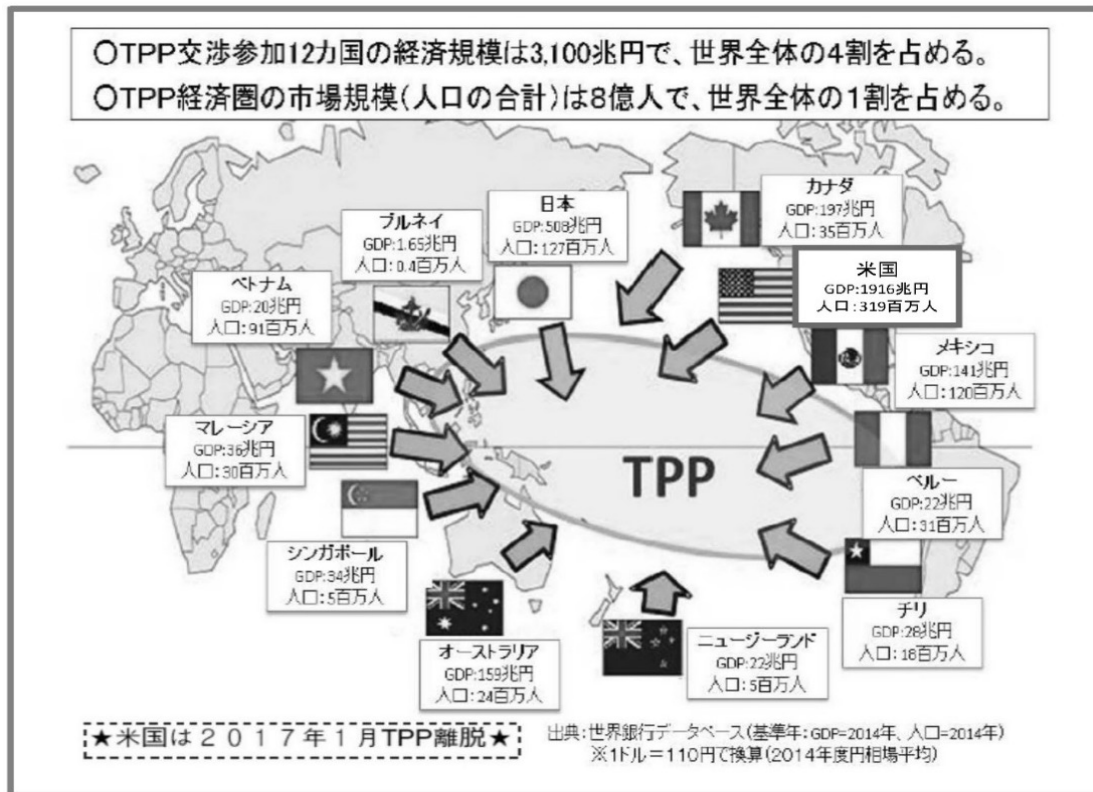


TPP11参加国: カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米(TPP12離脱: 2017年1月)

EPA・FTA交渉等の現状

	06年	07年	08年	09年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
日ASEAN 包括的経済連携 (AECPEP)					3月 パービス章・投資章 最終交渉開始		3月, 10月 合同委員会	4月 合同委員会 10月 合同委員会	3月, 10月 合同委員会	4月, 10月 合同委員会 11月 サーチ交渉終了	6月 合同委員会 9月 投資交渉終了	1月 合同委員会 12月 合同委員会	
カナダ						3月 共同研究開始	3月 共同研究完了 7月 共同研究完了 7月 交渉開始(一致) 11月 第1回交渉委員会	4月 第1回交渉委員会 7月 第2回交渉委員会 11月 第3回交渉委員会	3月 第5回交渉委員会 7月 第6回交渉委員会 11月 第7回交渉委員会	2月 第10回交渉委員会 5月 第11回交渉委員会 9月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会	2月 第10回交渉委員会 5月 第11回交渉委員会 9月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会	1月 合同委員会 4月 投資交渉終了	
コロンビア						11月 共同研究開始	7月 共同研究完了 9月 共同研究完了 12月 共同研究完了	5月 第2回交渉委員会 10~11月 第3回交渉委員会	2月 第4回交渉委員会 5月 第5回交渉委員会 9月 第6回交渉委員会 12月 第7回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会		
日中韓					5月 共同研究開始	12月 共同研究完了	2月 共同研究完了 3月 共同研究完了 7~8月 共同研究完了 11月 共同研究完了	2月 交渉開始 5月 交渉開始 8月 交渉開始 11月 交渉開始	3月 第4回交渉委員会 7月 第5回交渉委員会 11月 第6回交渉委員会 3月 第7回交渉委員会 7月 第8回交渉委員会 11月 第9回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会		
EU					4月 共同研究開始	7月 共同研究開始	7月 共同研究完了 11月 共同研究完了 11月 共同研究完了	2月 交渉開始 5月 交渉開始 8月 交渉開始 11月 交渉開始	3月 第4回交渉委員会 7月 第5回交渉委員会 11月 第6回交渉委員会 3月 第7回交渉委員会 7月 第8回交渉委員会 11月 第9回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会	1月 第10回交渉委員会 4月 第11回交渉委員会 8月 第12回交渉委員会 12月 第13回交渉委員会		
EU													
EU-EPA													
東アジア地域 包括的経済連携 (RCEPA)													
TPP													
トルコ													
韓国													
GCC(*)													

●TPP12の概要



●TPP11をめぐる動き

政府は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の国内手続の完了について、7月6日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。

日本の寄託国(ニュージーランド)への通報は、TPP11協定署名国11か国の中でメキシコに次いで2番目であり、同協定の発効へ向け弾みをつけるものとしている。今後TPP11協定の早期発効に向け、他署名国と引き続き協力していく考え。

また、7月18-19日、箱根において11か国の首席交渉官会合が開催され、各国の国内手続に関する情報交換を行った。この会合では、各国・地域からの新規加入希望を歓迎し、これらの国・地域に対して積極的に情報提供を行う等の協力を行うことにつき確認し、発効後の対応等について引き続き協議を行うこととなった。TPP委員会等の運営については、議長国は各国持ち回りとする事としたほか、紛争処理関係で必要な規則整備等につき、発効までに各国の担当官により調整することとなった。また発効後も我が国として事務局的功能を担う用意があることを表明した。今後発効に向けて、再度、首席交渉官会合を行うこととなった。



TPP11の概要

1 意義

○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領演説
・3月14-15日	TPP11閣僚会合(チリ)
・5月21日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催)
	(於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11閣僚会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
→ 22項目を凍結(うち11項目は知的財産関連) ※次頁参照
第3条 効力発生(6か国の締結完了)
第4条 脱退
第5条 加入
第6条 本協定の見直し
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
第7条 正文(英、仏、西)

1

凍結項目一覧

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物(第5・7条1(f)の第2文) | ○ 一般医薬品データ保護(第18・50条) |
| ○ ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) | ○ 生物製剤データ保護(第18・51条) |
| ○ 急送便附属書(附属書10-B 5及び6) | ○ 著作権等の保護期間(第18・63条) |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定(第11・2条の一部等) | ○ 技術的保護手段(第18・68条) |
| ○ 電気通信紛争解決(第13・21条1(d)) | ○ 権利管理情報(第18・69条) |
| ○ 政府調達(参加条件)(第15・8条5) | ○ 衛星・ケーブル信号の保護(第18・79条) |
| ○ 政府調達(追加的交渉)(第15・24条2の一部) | ○ インターネット・サービス・プロバイダ(第18・82条、附属書18-E、附属書18-F) |
| ○ 知的財産の内国民待遇(第18・8条(脚注4の第3~4文)) | ○ 保存及び貿易(第20・17条5の一部) |
| ○ 特許対象事項(第18・37条2、第18・37条4の第2文) | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A第3条) |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長(第18・46条) | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部(附属書IIの一部) |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長(第18・48条) | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部(附属書IVの一部) |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

TPP11の効果

経済効果

< TPP11 >

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ
(2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当)
- ・労働供給：約0.7% (約46万人) 増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

(参考) TPP11発効による農林水産物の生産額減少額 : 約900~1,500億円

21世紀型ルール(主要なもの)

<投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

<貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

<電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

<国有企業>

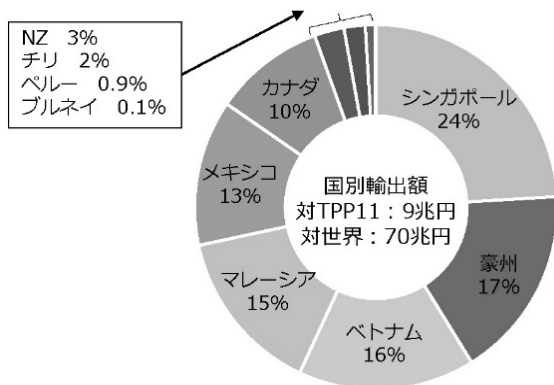
非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

<知的財産>

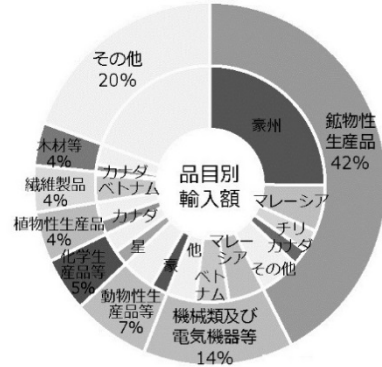
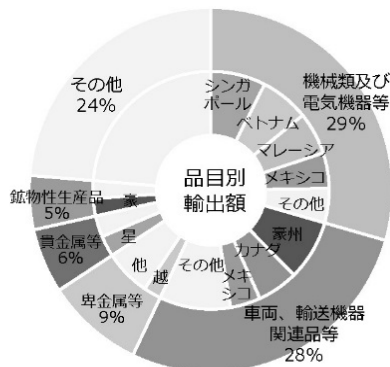
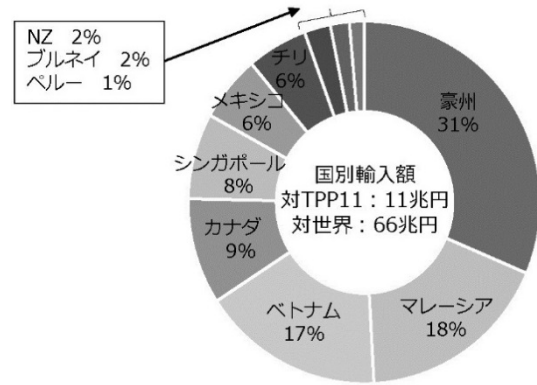
模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)



日本のTPP11からの輸入額(2016年)





2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1) 市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

- ◆ TPP11カ国全体
 - ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
 - ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品等	1.6~6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3%等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

(2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地: 1.9~14.2% 衣類: 4.4~13.4%
一部の衣類((<u>化合繊維製オーバーコート等</u>)	11年目撤廃	7.4~12.8%

② カナダ

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14%

③ ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊維)	5~7年目撤廃	5%
ひも、綱	5~7年目撤廃	5%

④ オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%~12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊維(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%~12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%~20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃



⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%~13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%~25%
毛織物	即時撤廃	2.7%~25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%~8%
衣類	即時撤廃~13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%~32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

(3)繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
(注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。
- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。
<その他の要件>
 - ①弾性生地ルール
61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。
 - ②縫糸ルール
61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。
 - ③絹100%の着物に関するルール
着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。
※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹

100%の織物の域内調達を義務付け。

④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

(1) TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

原産地規則の合意の概要

原産地分野の主な規定

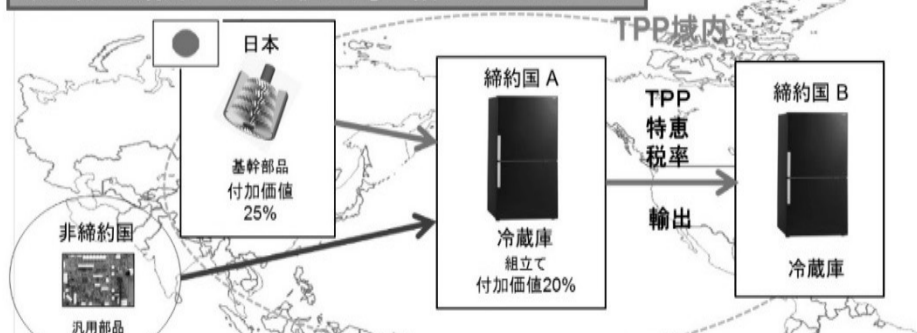
1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

※完全累積制度: 通常の累積制度は、域内で原産地規則を満たした部品のみ累積ができるが、TPPで採用された完全累積制度の場合には、部品自体が原産地規則を満たしていなくても、TPP域内国で当該部品に加えられた付加価値は足し上げが可能になる。



(4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf

附属書3D 品目別原産地規制

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf

(内閣官房TPP政策対策本部HP TPPの内容より)

日本と各国とのEPA交渉

●日・EU経済連携協定について

昨年7月に大枠合意、12月に交渉妥結した日・EU経済連携協定(EPA)は、7月17日、東京で行われた第25回日・EU定期首脳協議後に署名。共同声明が発出された。この協定が発効すれば世界の国内総生産(GDP)の約3割を占める自由貿易圏となる。日本とEUは自国での批准に向けて承認手続きを早急に進める。

日EU・EPAについて

1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
 - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
 - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
 - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
 - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
 - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
 - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
 - 7～11月：第11～第13回交渉会合
 - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
 - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
 - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
 - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
 - 9月：第17回交渉会合
 - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
 - 4月：第18回交渉会合

2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

(参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：総務省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意

2018年7月：第25回EU首脳協議で署名

※日EU経済連携協定テキスト（和文）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html

2017年7月「工業製品関税に関する大枠合意結果」の概要（抜粋）

品目名	譲許内容	具体的品目	MFN税率(2013年4月) (注:有税品目)
工業用アルコール	11年目撤廃	変性アルコール、エチルアルコール	10%～27.2%, 38.1円/ℓ
石油	即時撤廃	軽油、重油、灯油、揮発油等すべて	2.2～7.9%, ほか従量税
化学	即時撤廃	プラスチック原料・製品、ゴム原料・製品、有機化学品、無機化学品等すべて	1.6～6.5%
皮革・履物	11年目撤廃	皮革・革靴(関税割当品目) かばん、ハンドバッグ 等	皮革:(1次)12%～16%、(2次)30% 革靴:(1次)17.3%～24%、(2次)30%又は2,400～4,300円/足の高い方 かばん、ハンドバッグ等:2.7%～18%
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等ゼラチン、にかわ 等	毛皮、野球用グローブ等:6.7～30% ゼラチン、にかわ:17%
繊維・繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品すべて	糸・織物・編物:2%～12.6%、ほか従量税 衣類:3.3～13.4%
非鉄金属	即時撤廃	銅、亜鉛、鉛、フェロアロイ、ニッケル等すべて	2%～7.5%、ほか従量税

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%～8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%～8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%～8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%～12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%～8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%～12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%～12%



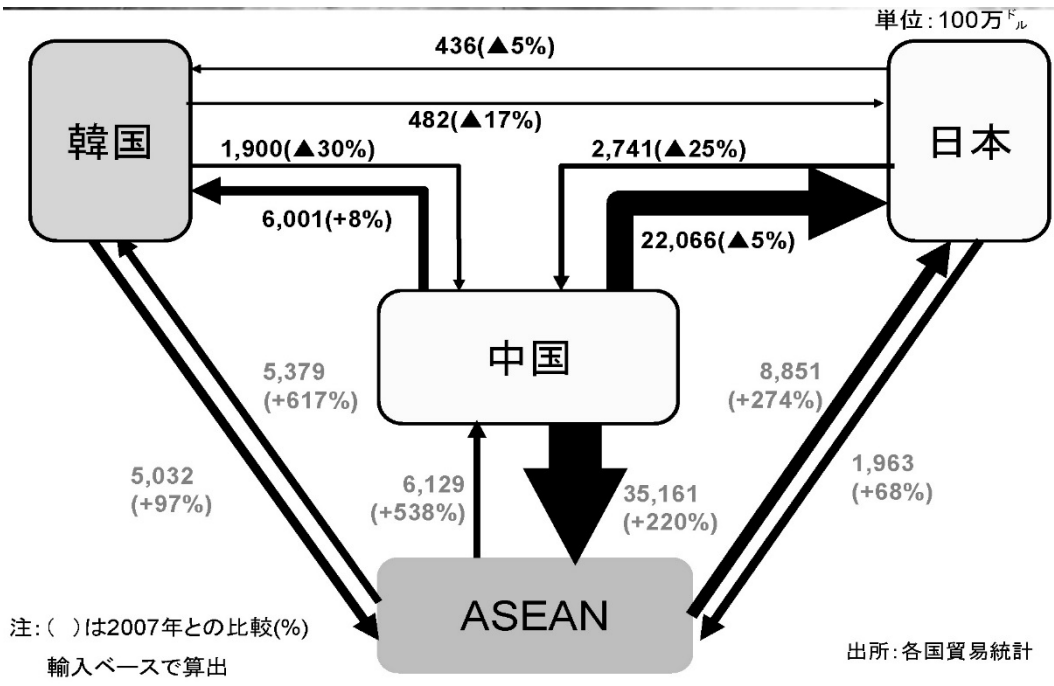
●日中韓経済連携協定について

日中韓FTAについて

<p>1. これまでの経緯</p> <p>2003年～2009年：民間共同研究を実施。 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。 2013年3月：第1回交渉会合を開催。 2013年7月：第2回交渉会合を開催。 2013年11月：第3回交渉会合を開催。 2014年3月：第4回交渉会合を開催。 2014年9月：第5回交渉会合を開催。 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）</p>	<p>2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す ○ WTOルールと整合的である ○ バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す ○ 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う
<p>3. 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次回(第12回)会合(局長/局次長級会合及び首席代表会合)を調整中(於:日本)。 	

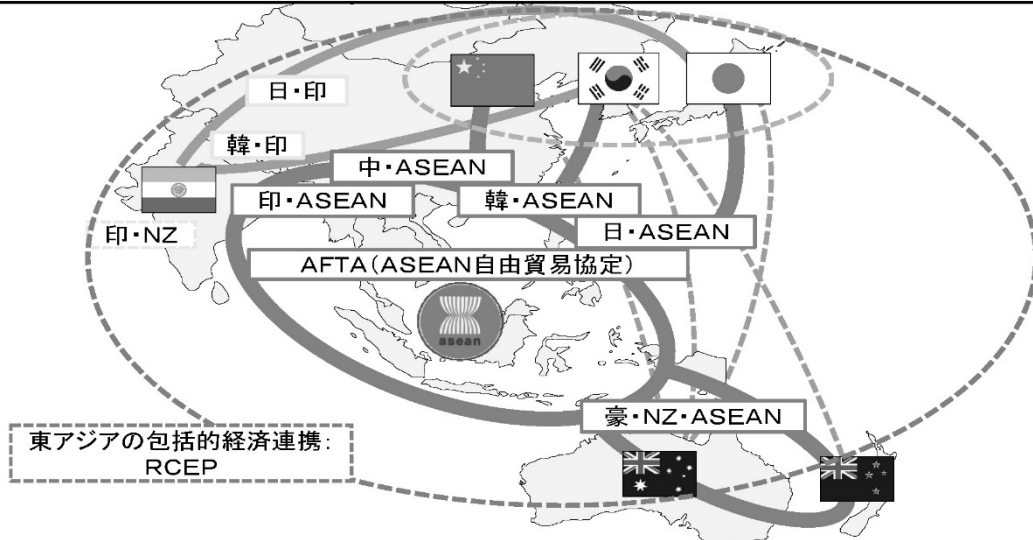
2017年4月：第12回交渉会合（首席代表会合）（東京）
 2018年3月：第13回交渉会合（首席代表会合）（ソウル）

東アジアの繊維貿易フロー（2017年）



中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



2

●日・RCEP経済連携協定について

7月1日に東京で開催されたRCEP中間閣僚会合において、メディアに対し共同声明が出された。特に国際貿易環境が多国間貿易体制にもたらす悪影響に留意し、開かれた包括的な地域経済統合に向け、RCEP交渉を妥結するよう協力することを確認した。

東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p>1. これまでの経緯</p> <p>○RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。 8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。 9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。 8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。 8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。 11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。 8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。 9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：第17回交渉会合(於：日本)を開催。</p>	<p>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」(2012年11月首脳会合)のポイント</p> <p>○交渉の原則(抄) 参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○物品貿易 交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p>3. 「RCEP交渉に関する共同声明文」(2016年9月首脳会議)(抄)</p> <p>RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化するよう、閣僚及び事務方に指示する。</p> <p>4. 今後の予定</p> <p>2017年5月 第18回交渉会合(於：フィリピン)</p>
---	--




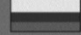
- 2017年5月：第18回交渉会合(フィリピン)
- 2017年7月：第19回交渉会合(インド)
- 2017年9月：第5回閣僚会議(フィリピン)
- 2017年10月：第20回交渉会合(韓国)
- 2017年11月：閣僚会合・首脳会合(フィリピン)
- 2018年2月：第21回交渉会合(ジョグジャカルタ)
- 2018年3月：中間閣僚会合(シンガポール)
- 2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)
- 2018年7月：中間閣僚会合(東京)
- 2018年7月：第23回交渉会合(バンコク)

RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

●日・コロンビア経済連携協定について

日コロンビアEPAについて

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月
 ~2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。



○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・カナダ経済連携協定について

日カナダEPAについて

○2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、
 同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、
 同11月に第7回交渉会合を開催。

1. 今までの経緯

2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。

2011年3月
 ~2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。

2012年3月 : 共同研究報告書の公表。

2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。

2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。

2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。

2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。



●NAFTA再交渉

北米自由貿易協定(NAFTA)再交渉を担当するメキシコのマルピカソト交渉官はインタビューに応じ、交渉で新たに4、5分野で「非常に大きな進展」があり、合意に至る可能性があると明らかにした。

米国、メキシコ、カナダの3か国は、目標だった5月中の基本合意に失敗。事務レベルで協議を続けてきたが、メキシコのグアハルド経済相は7月25日にカナダのフリーランド外相、26日にライトハイザー米通商代表部(USTR)代表と会談する予定で閣僚協議が再開する。

マルピカソト交渉官は、規制慣行や腐敗防止など合意済みの9分野に加え、別の9分野でも交渉が進展していると説明。特に4、5分野では著しい進展があり、今後の協議が順調であれば、複数の分野で合意する可能性に言及した。

【ニューヨーク時事、7月23日】

●日・トルコ経済連携協定について

6月11日から13日までトルコのアンカラにおいて第10回目となる交渉会合が開催された。この会合においては、物品貿易、サービス、投資、衛生植物検疫(SPS)、原産地規則、貿易に関する技術的障害(TBT)、知的財産、電子商取引、政府調達、税関手続き等の各分野について議論が行われた。

日トルコEPAについて	
<p>1. これまでの経緯</p> <p>2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。</p> <p>2011年12月：訪日中のパバジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。</p> <p>2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。</p> <p>2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。</p> <p>2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。</p> <p>2013年7月：共同研究報告書を公表。</p> <p>2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。</p> <p>2014年6月：スコーピング協議。</p> <p>2014年12月：第1回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2015年4月：第2回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p> <p>2015年9月：第3回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2016年1月：第4回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p> <p>2016年6月：第5回交渉会合を開催。(於：東京)</p> <p>2017年1月：第6回交渉会合を開催。(於：トルコ)</p>	<p>2. 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日EU・EPAとの関係 両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。 ○ センシティブ品目の扱い 関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。 ○ 結論 特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらす、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。 <p>3. 今後の予定</p> <p>次回(第7回)会合は、外交ルートを通じて調整中。</p>

2017年9月：第7回交渉会合(東京)

2018年1月：第8回交渉会合(トルコ)

2018年4月：第9回交渉会合(東京)

2018年6月：第10回交渉会合(トルコ)

●特許公開情報

2018年7月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年7月公開分)

<7月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2018-114958	トヨタ紡織株式会社	袋織エアバッグ
2	特開 2018-111324	イ・サンゲン、イ・チェウン、イ・ジア (韓国)	複数の独立したガスセルが形成されたガスシートを備えた生地
3	特開 2018-111311	株式会社NBCメッシュテック	スクリーン版
4	特開 2018-109443	三ツ星ベルト株式会社	摩擦伝動ベルト
5	実登 3216909	ユー・エス・パシフィック ノンウーブンス インダストリー リミテッド (中国香港)	生分解性積層材料
6	特開 2018-104871	伊予屋タオル株式会社	写真風多重織物及び写真風多重織物の製織方法
7	特開 2018-104855	美津濃株式会社	衣料
8	特開 2018-104847	東レ・オペロンテックス株式会社	繊維構造物およびその製造方法
9	特開 2018-104842	東レ株式会社 株式会社ニューニット	繊維構造体
10	特開 2018-104841	東レ株式会社 株式会社ニューニット	繊維構造体
11	特開 2018-104839	東レ株式会社	収縮特性に優れた仮撚用ポリアミドマルチフィラメント
12	特開 2018-104830	東洋紡S T C株式会社	洗濯による通気度変化率が小さい高通気性織物



7月の行事

7月24日…………… 織産連常任委員会(霞ヶ関ビル)

8月以降の行事

8月 1日…………… 第121回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

8月 4日…………… 綿工連綿's 倶楽部委員会(大阪・綿業会館)

9月26日…………… 第122回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

9月27～28日……… 綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)

11月 1～2日……… 綿工連綿's 倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)

11月 5日…………… 第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)

11月 9日…………… 近畿以西事務局会議(九州産地)

11月21～22日……… JFW-Premium Textile Japan 2019 S/S、JFW-Japan Creation 2019
(東京国際フォーラム)

“ジャパン・コットン・マーク”は
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN
COTTON**



Pure Cotton

ビュア・コットン・マーク

**JAPAN
COTTON**



Cotton Blend

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を
推進しております。